



●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



## SDGsって知っていますか？

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



見たこと  
ある人も  
いるかな？



### 1. SDGs (エス・ディー・ジーズ) ってなんだろう？

SDGsとは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことです。

2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標として17のゴール、169のターゲットが定められました。

テーマは「誰一人取り残さない」。

途上国も先進国も世界中が一丸となって取り組む目標です。



### 2. SDGs (エス・ディー・ジーズ) はどうしてできたのだろう？

SDGsができる前、開発途上国向けの開発目標としてMDGs (ミレニアム開発目標) が定められていました。

貧困や飢餓の改善、教育の充実など基礎的な生活の向上のために決められた目標であり、MDGsの段階で達成できた目標もありました。

しかし、それだけでは解決できなかった問題も多くあり、途上国だけではなく先進国も一丸となって取り組むべきということでSDGsが定められました。

### 3. 自分にできることは何だろう？

SDGsでは私たち一人一人の取り組みがとても重要になってきます。世界的な問題ばかりで自分とは関係ないように感じてしまうかもしれませんが、意識して生活してみると身の回りには取り組むべき問題が多くあります。例えばどんなことがあるのか見てみましょう。

#### 問題点 1 プラスチックゴミの問題

世界の海には1億5000万トンのプラスチックゴミがあるとされています。それらのゴミを、海の魚たちが餌と間違えて食べてしまって、死んでしまうという問題が起きています。この問題を解決するために、プラスチックゴミを減らすという取り組みが行われており、その1つとしてレジ袋の有料化があります。さらにプラスチック生成時にはCO2が発生するので、それを抑えることもできます。

できる取り組み ▶▶ マイバッグを利用する  
プラスチックゴミを減らす



#### 問題点 2 食品ロスの問題

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨ててしまう食材のことで、日本の食品ロスは約612万トンとされています。輸入に頼っているにも関わらず多くの食材を捨てているという現状があり、これらの食材を飢餓で苦しむ人たちに渡すことができれば、もっと救える命があるはずです。

できる取り組み ▶▶ 食材を買いすぎない  
支援団体へ食材を寄付する



#### 問題点 3 児童労働の問題

自分たちが着ている洋服や使っているバッグが、どこで誰が作っているか知っていますか？もしかしたら途上国の子どもたちが、学校にも通わず、過酷な状況で作っているかもしれません。大量生産・大量消費が当たり前になっていますが、作られた背景を考えるともっと大事に使おうと思えるはず。さらに、物を購入する時も、労働者や自然環境に配慮したサステナブルレベルがついている商品を選ぶなど、エシカル消費を心がけましょう。

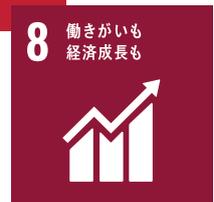
できる取り組み ▶▶ エシカル消費をする  
物を大事に使う



レインフォレスト・アライアンス



フェアトレードマーク



## アパート退去時のトラブル～原状回復義務とは？～



### 相談事例

1人暮らしの息子が3年間住んだ賃貸アパートを退去し、昨日、連帯保証人である私に家主から精算書が届いた。ハウスクリーニングと補修で20万円の費用が必要なので、敷金12万円は返金しない、さらに差額8万円を1週間以内に支払うようにとある。部屋はきれいに使っていたと思うが、支払わなければならないのか。(40代、女性)



### アドバイス

国土交通省の「原状回復のガイドライン」では、住宅の原状回復とは、借主が居住したことによる価値の減少のうち、借主の故意や過失などによって生じた損耗や毀損を復旧することです。さらに、借主の通常の使用によって生じた自然な変化・消耗等の原状回復費用は家主が負担すべきで、借主が修繕費用を負担すべき場合でも、最低限可能な施工単位での費用負担が基本という考え方が示されています。

ただし、ガイドラインは法的な強制力はありません。令和2年4月施行の改正民法では、新たに敷金のルールが明記されましたが、任意規定なので、契約書に記載された内容が優先されます。契約の際は、十分に説明を受け借主に過度な負担がないかなど契約書等の内容について確認しましょう。

## 引っ越しサービスのトラブル～荷物はすぐに確認！～



### 相談事例

半年前に引っ越した。梱包したまま物置に保管していた屏風(びょうぶ)を取り出したところ、梱包に10センチほどの穴が開き、屏風(びょうぶ)も破けていた。引っ越し業者に連絡して苦情を伝えたところ、「引っ越しから3カ月が経過しているので対応できない」と言われた。補償してもらえないのか。(70代、男性)



### アドバイス

まず、引っ越し事業者を決める際は、国土交通大臣の許可を受けた複数の事業者に見積りを依頼しましょう。追加費用等のトラブルを避けるためには、事業者の下見をしてもらい部屋や荷物の状況を確認したうえで打ち合わせること、価格だけでなくサービス内容も確認することが大切です。見積り時に事業者が消費者に提示するよう義務付けている約款には、解約料の発生時期や荷物の紛失・破損、遅延への対応などについて記載されていますので、併せて確認してください。

次に、引っ越しの作業中に荷物や家屋などに傷が付いた場合は、その場で事業者に申し出ましょう。また、引っ越し完了後はすぐに、荷物の個数や状態を確認し、荷物の紛失や破損があれば事業者に連絡しましょう。国土交通省の定めた「標準引越運送約款」では、荷物の紛失や破損について、消費者は荷物を引き渡された日から3カ月以内に連絡しないと事業者の責任が消滅することになっていますので、期間を過ぎると事例のように補償要求を拒否されます。引っ越しが多くなる季節ですので、トラブルには注意しましょう。

## 情報提供のお願い!!

### ～NPO法人消費者被害防止ネットながさき～

NPO法人消費者被害防止ネットながさきでは、消費者の皆様から、不当契約・不当解約・不当勧誘などに関する消費者トラブルや被害情報を集めています。皆様からの情報が、消費者被害の予防につながります。ぜひ、情報をお寄せください。また、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す活動を支えていただける会員も募集しています。詳しくは事務局までお問合せください。

【事務局】

〒850-0876

長崎市賑町5-24 向ビル201

Tel:095-895-8520 (毎週火曜日(祝日除く) 10:30~13:30)

Fax:095-895-8521

E-mail: [info@cpnet-nagasaki.org](mailto:info@cpnet-nagasaki.org)



## 消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対 象	テ ー マ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA 等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費者講座「暮らしの安全」	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・知っておきたい! 食べ物の知識 ・新しい洗濯表示と衣類のトラブル
消費生活学習会	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
P T A 等 研 修 会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (各種団体等が主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること (県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター Tel: 095-895-2320

申込み ホームページ (<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>) 「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。※参加者20名以上から受け付けます。

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。



<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館 検索

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集/発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります